

贈呈
会報

書記官

2010
No.24

座談会

書記官の座談会

テーマ 民事立会部における書記官事務について

論説

民事立会部における書記官事務の在り方

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会

実務研究/民事

破産手続開始に伴う訴訟手続の中断・受継と書記官事務

実務研究/刑事

涉外事件における裁判員裁判

(公判前整理手続及び公判審理)の諸問題

—米国軍人等を被告人とする事件を中心として—

裁判員裁判における進行管理チェックシート(基本モデル)

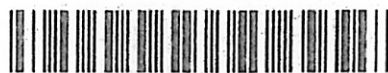
情報コーナー

IT mall(あいていい・もーる) [第14回]

支部交流会集約

平成21年度高裁管内別支部交流会における意見(集約)

最高裁判所図書館



1 0 0 0 9 6 3 2 2

日本裁判所書記官協議会

会報 書記官 第24号

目 次

◆ 巻頭言 ◆	1
◆ 座談会 ◆ 書記官の座談会 テーマ 民事立会部における書記官事務について.....		3
◆ 論 説 ◆ 民事立会部における書記官事務の在り方.....	上 田 正 俊.....	74
◆ 座談会 ◆ 最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会.....		100
◆ 実務研究／民事 ◆ 破産手続開始に伴う訴訟手続の中断・受継と書記官事務...日 景 聡.....		140
◆ 実務研究／刑事 ◆ 涉外事件における裁判員裁判（公判前整理手続及び公判審理）の諸問題 －米国軍人等を被告人とする事件を中心として－那覇地方裁判所・那覇簡易裁判所刑事研究班.....		164
裁判員裁判における進行管理チェックシート （基本モデル）.....	横 井 剛..... 齊 藤 智 昭..... 松 井 信 樹.....	196
◆ 情報コーナー ◆ IT mall（あいていい・もーる）〔第14回〕.....	情 報 政 策 課.....	226
◆ 支部交流会集約 ◆ 平成21年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）.....		254
本部だより	258

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課
との座談会

主催 日本裁判所書記官協議会
日時 平成22年5月28日(金)午後6時
場所 グランドアーク半蔵門

出席者

最高裁判所	日本裁判所書記官協議会
総務局第一課長 氏本厚司	会長 上田正俊
同 第二課長 小野寺真也	副会長 渡部高士
同 第三課長 曾根啓子	同 柴野正博
人事局給与課長 大竹昭彦	事務局長 篠原良一
同 参事官 岸野明人	総務部長 古見邦広
情報政策課参事官 野口宣大	経理部長 高橋光一
	企画調査部長 千葉修也
	編集部長 岡田博子

テーマ

- 1 書記官事務に関する最近の動向について
 - (1) 裁判員制度について
 - ア 実施状況について
 - イ 書記官事務の状況等について
 - (2) 書記官事務の環境整備について
 - ア 音声認識システムの運用状況等について
 - イ デジタル録音機の整備等について
 - (3) 認証等用特殊用紙の導入について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係
 - ア 最近の民事事件の動向, 書記官事務の状況等について
 - イ 民事立会部における書記官事務の状況について
 - ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について
 - (2) 刑事関係
 - ア 最近の刑事事件の動向, 書記官事務の状況等について
 - イ 法改正後の書記官事務の状況について

- (3) 家事関係
 - ア 最近の家事事件の動向，書記官事務の状況等について
 - イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について
 - ウ 家事審判法改正について
 - エ 児童虐待防止のための親権制度の改正について
- (4) 少年関係
 - ア 最近の少年事件の動向，書記官事務の状況等について
 - イ 平成20年改正少年法の運用状況について
- 3 これからの書記官の在り方について
書記官の職務意識の重要性について
- 4 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 書記官全体の処遇について
 - (2) 級別定数関係について
 - ア 7級関係
 - イ 6級以下関係
 - ウ 官職増設関係
- 5 書記官の任用上の問題について
 - (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について
 - (2) 書記官の任用政策について
 - ア 主任書記官等のポストの増設について
 - イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について
 - (3) ワークアンドライフのバランスを考えた書記官のジョブローテーション，キャリアアップについて
 - (4) 再任用の実施状況等について
 - ア 再任用の実施状況について
 - イ 他官庁への出向状況等について
 - (5) 産前・産後休暇，育児休業制度における代替要員の確保について
 - (6) 定年延長について
- 6 メンタルヘルスについて
- 7 システム開発等と書記官事務について
 - (1) 民事裁判事務支援システムの導入状況について
 - (2) 刑事裁判事務支援システムの開発状況と展開予定について
 - (3) 調停委員出勤管理プログラムの導入状況について
 - (4) インターネット閲覧権限の付与について
 - (5) J・NETポータルについて
 - (6) 標準ワープロソフトの移行について
 - (7) 統計報告について
 - (8) その他

篠原事務局長

本日は、お忙しい中を、日本裁判所書記官協議会のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から座談会を始めさせていただきます。

開催に当たりまして、上田会長から、ごあいさつを申し上げます。

上田会長

本日は、この座談会に総務局から氏本第一課長、小野寺第二課長、曾根第三課長、人事局から大竹給与課長、岸野参事官、情報政策課から野口参事官に御出席いただきました。

皆様方には、大変ご多忙であるにもかかわらず、貴重な時間を割いていただきましたことに感謝申し上げますとともに、平素から日本書協の諸活動にご理解と多大なお力添えをいただいておりますことにも、この機会をお借りして、厚くお礼申し上げます。

この座談会は、日本裁判所書記官協議会に組織が変わってから6回目となります。座談会の結果は、毎年、7月に発行する会報書記官に掲載しているところですが、支部交流会などで会員の感想を伺いますと、事務総局の取り組んでいる施策をタイムリーかつコンパクトに把握することができるということで、大変評判が良いようです。したがって、私どもとしてもこの企画に大変な重きを置いております。もっとも、そのために各局の御負担も大変重いものとなっているのではないかと推察しているところですが、会員の気持ちをお酌み取りいただき毎年最新のお話をお聞かせいただ



上田会長

ております。今年も大変貴重なお話をお伺いできるものと、楽しみにしております。

最近の裁判所書記官を巡る情勢としては、なんとと言っても昨年5月21日から始まった裁判員裁判の実施状況と、書記官事務の様子が気になるところです。新聞報道等を見ると、順調に滑り出したが問題もないわけではないということのようです。

本日は、そのほかにも、全国の多くの会員が関心を持っている事項を中心として、現在、事務総局各局課において、企画、検討、実施されておられる、書記官に関わる施策についてお話をお聞かせいただきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

簡単ですが、これをもちまして開会のあいさつとさせていただきます。

篠原事務局長

座談会に入らせていただきます。

これからの進行は、千葉企画調査部長が担当しますので、よろしく願います。

千葉企画調査部長

進行役を務めさせていただきます。進行は、テーマの順に進めていきたいと思っております。

1 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 裁判員制度について

千葉企画調査部長

裁判員裁判の実施状況、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

氏本総務局第一課長

ア 実施状況について

平成21年5月21日に裁判員法が施行されてから、約1年が経ちました。同法施行後、平成22年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は、1626人であり、罪名別の内訳でみると、強盗致傷事件418人、殺人事件363人、覚せい剤取締法違反事件115人などとなっています。また、判決で終局した人員は444人であり、この内、自白事件は335人、否認事件は109人となっています。

裁判所においては、裁判員裁判の円滑な実施に向けて、裁判員法施行前から、人的態勢や執務資料の整備、通達等の発出など各種の準備を行ってきたところです。平成21年8月3日から4日間、東京地方裁判所



氏本総務局第一課長

において全国第1号の裁判員裁判が実施されたのを皮切りに、全国60庁で実施されていますが、実際に裁判員等を経験された方に対するアンケート結果によりますと、裁判所の接遇や設備に対する全体的な印象については、多くの方から適切なものであると評価していただいているようです。また、審理の内容はおおむね理解しやすいものであって、評議においても充実した議論を行うことができた、あるいは、裁判員に選ばれる前は裁判への参加に消極的であったが、参加後はよい経験だったと感じたなどおおむね良好な回答となっています。現状として、裁判員裁判は順調に運用されているものと考えています。

その一方で、制度実施前には予想していなかった問題点や改善すべき点も生じていることと思います。裁判員裁判の運用上の諸問題について、実際の経験に基づいて討議を行い、その結果を共有化すること等を目的として、平成21年11月26日及び27日には刑事実務研究会が、平成22年3月4日及び5日には刑事特別研究会が、いずれも裁判所職員総合研修所において実施されました。平成22年2月には、裁判員裁判の実施状況の情報交換及び中間的な総括を行うとともに、制度の安定的な運営を確保しつつ、合理的な事件処理態勢に移行するために検討すべき事項について協議することを目的として、

全国5ブロックで刑事首席書記官等協議会が順次開催されました。その結果を踏まえ、今後も、高裁単位で協議会を開催するなどの自主的な取組を通じて、裁判員裁判の円滑な運用の在り方に対する検討を重ねることが重要であると考えます。

イ 書記官事務の状況等について

【呼出手続等】

裁判員候補者の呼出手続は、受訴裁判所が行うこととなりますが、裁判員等選任手続期日に呼び出すべき裁判員候補者の員数の算定にあたっては、各庁とも試行錯誤されていることと思います。裁判員及び補充裁判員の人数に、理由なし不選任請求の上限人数のほか、理由あり不選任決定の見込数、裁判員等選任手続期日当日の辞退許可数の見込数を加えた数（これらの見込数については、統計データ等を参考に算定）が出頭を確保すべき最低人数ということになり、そこから、辞退率や出頭率といった統計データを基に逆算して選定数を割り出している庁が多いものと思いますが、そもそも、現時点では、多くの庁において事例の蓄積が少ない上、今後、辞退率や出頭率に変化していくことが考えられますし、地域的な特性なども考慮しなければなりません。国民になるべく負担をかけないように、これからもデータの集積、分析を続ける必要があると考えます。

裁判員候補者の方から返送された

事前質問票については、その内容をよく確認し、手話通訳人や要約筆者、あるいは育児・介護サービスの希望がある場合などは、予めその対応方法等について関係者で十分検討しておくことが重要となります。また、呼出しを受けた裁判員候補者からの電話での問い合わせに対しては、裁判員となることへの不安を訴えているのか、裁判員の辞退を希望しているのか、あるいは、旅費等についての質問であるのか等、的確に判断して、適切に対処しなければなりません。

なお、一部の庁では、重複呼出しを受けた候補者等からの問い合わせがかなりの件数に上ったため、重複呼出しを受けた方への注意書を呼出状に同封するなどの対応を行ったようです。

【選任手続期日】

裁判員等選任手続期日においては、受付、オリエンテーション等、様々な手続が行われますが、公判部の書記官と裁判員係の役割分担、あるいは会計課等の事務局部門との連携については、各庁の実情に応じて適切に行っていることと思います。各庁とも、国民の負担に配慮して選任手続を効率化し、裁判員候補者の待ち時間を短くするために様々な工夫を凝らしているところですが、他庁の工夫例等を参考に検討することも有益であると思います。

裁判員候補者に対する接遇については、おおむね良好な評価を得ているものと受け止めています。選任手続に関わる職員は、裁判員候補者の多くが初めて接する裁判所の職員であり、その対応いかんによっては、裁判所に対する信頼を損なうばかりか、裁判員制度そのものに対する評価にまで影響を与えかねないことはこれまでと同様です。今後とも、適切な接遇を継続していただきたいと考えています。

【公判手続】

書記官の公判期日への立会いについては、一人の書記官が専属で立ち会うことで差し支えのない事案も多いと聞いています。その一方で、立会書記官の負担の軽減、公判期日終了後の事務処理の円滑化等の観点から交替制をとっている庁もあるようです。また、法廷事務補助のため法廷に事務官が常時立ち会う庁から書記官一人で立ち会う庁まで様々あるようですが、今後は、立会の目的や必要性に照らして、その在り方を検討すべきであると考えます。

裁判員裁判においては、当事者が、法廷内に設置された大型ディスプレイを使用して証拠調べ等の手続を行うことがあります。犯罪被害者に対しては、特別の配慮が必要となる場合があります。特に、被害者特定事項の秘匿決定がされているような場合には、公判審理中に、誤って被害者の特定事項を大型ディス

プレイに表示させてしまうなどということのないように、予め裁判体や当事者と打合せを行い、場合によっては、一部の手続において大型ディスプレイを使用しないなどの対策を講じることが考えられます。

また、連日的開廷の下、目で見ても耳で聴いて分かる審理が行われる裁判員裁判においては、公判調書を用いて証言内容を逐一確認する必要性は低いと考えられます。他方、裁判員裁判は、自白事件であっても、重大事案が多く、量刑上の争いで控訴される可能性も高いと思われま

す。控訴審における需要等を踏まえ、供述調書の方式の選択については、これまでと同様慎重に吟味していく必要があると思われま

【まとめ】

裁判員制度の施行当初は、各庁とも、全庁的な協力態勢の中で事件処理を行い、安定的な運営を確保してきたことと思いますが、そのような手厚い態勢を維持し続けることは難しいものと思われま

す。今後は、引き続き自庁あるいは他庁の実務例を集積、検討するなどして裁判員裁判に関する事務の合理化を図るとともに、事務処理のノウハウを確実に引き継いでいくことが必要であると考

(2) 書記官事務の環境整備について

千葉企画調査部長

音声認識システムの運用状況等についてお聞かせください。

小野寺総務局第二課長

ア 音声認識システムの運用状況等について

裁判員裁判では、連日的に証拠調べが行われ、審理の後その記憶が鮮明なうちに速やかに評議が行われることから、公判調書を用いて証言内容を逐一確認する必要性は低く、むしろ、裁判員裁判に求められるのは、評議において、一般人である裁判員等が法廷における証言内容を確認する必要性が生じた場合に、映像・音声によって迅速に証言内容を確認することのできるツールであると考えられます。

そこで、音声認識システムについては、裁判員裁判での利用を念頭に置き、裁判員裁判の評議において証言内容を迅速に確認する機能、具体的には、音声認識システムにより得られた認識結果（文字データ）を映像・音声データとリンクさせることによって、認識結果をいわばインデックスとして利用して証言等の中から確認に必要な部分を検索し（認識結果のほか、時間情報や発言者情報をクロスさせて検索することも可能）、当該証言部分の映像・音声データを速やかに再生する機能に重点を置いて研究開発を進め、全国60庁の裁判員裁判法廷において使用されているところです。平成21年度は、実際の運用状況や同システムを利用している庁からの意見を踏まえ、ユーザーインターフェースの改良、検索



小野寺総務局第二課長

機能の強化等の機能性、操作性の向上等を目的としたアプリケーションソフトの改修を行いました。改修版のアプリケーションソフトは、平成22年度の夏までに全国に配布する予定です。

音声認識システムは、裁判員裁判の評議におけるインデックスとしての利用以外に、平成21年度から、音声認識システムにより得られた認識結果（文字データ）を音声データとともに録音反訳業者に提供して反訳書を作成させることにも利用しています。

また、裁判員裁判において、検察官及び弁護人に証人尋問等の結果を踏まえた適切な訴訟活動を行ってもらうことは、裁判員裁判の円滑な進行、審理の充実に資すると考えられることから、最終的には裁判体の判断になりますが、検察官又は弁護人から希望が出されれば、便宜供与として、当該希望者に対し、記憶喚起のためのツールとして、音声と認識結果をリンクさせたデータを提供するとともに、検索機能の付いた音声

認識再生ソフトを無償貸与する運用も行っています。

今後も、音声認識システムを安定的に運用するとともに、より利用しやすいシステムを目指して検討を進めていきたいと考えています。

千葉企画調査部長

デジタル録音機の整備等についてお聞かせください。

小野寺総務局第二課長

イ デジタル録音機の整備等について

法廷用録音機については、これまでアナログ録音機に代えてデジタル録音機の整備を進めてきましたが、平成21年度は、録音機が2台整備されている法廷の2台目の録音機（アナログ録音機）をデジタル録音機に更新しました。この録音機は、既に整備されているデジタル録音機のバックアップ機として使用するものですが、法廷に設置しているマイクやミキサーに万一の不具合があった場合でも影響を受けないように、ミキサーを経由せず、録音機の内蔵マイクにより録音することを想定しています。

また、高地裁の民事及び刑事の各部（一部を除く。）ごとに1台ずつデジタル録音できるポータブル録音機を整備しました。これは、上記2台目のデジタル録音機と同一の機種であり、出張尋問の際に利用するほか、裁判員裁判用法廷で行われる公判の手續部分や公判前整理手續等において、調書作成の手控えの補助と

して使用するなど、各部の実情に応じて柔軟に利用していただきたいと思えます。

これらの整備により、録音反訳や録音体引用等を通常利用するすべての法廷においては、バックアップ分を含めて、デジタル録音機を利用して証人等の供述を録音することが可能となり、平成22年度からは、原則として、すべての録音反訳や録音体引用の場面において、デジタルデータを使用していただくこととなります。

なお、証人尋問等の機会が多い高地簡裁の民刑立会及び家裁の人訴を担当する書記官に対しては、CD-RW等にデータを書き込むために必要となるライティングソフトを1ライセンスずつ付与しましたので、これにより、各書記官が使用する端末において、各部に配布されている外付けDVDドライブを使用してデータを書き込むことが可能となりました。

今後、家裁の家事審判廷や少年審判廷等、法廷用録音機が整備されていない法廷等へのデジタル録音機の整備については、逐語録需要等を踏まえて検討していきたいと考えています。

千葉企画調査部長

認証等用特殊用紙の導入についてお聞かせください。

曾根総務局第三課長



曾根総務局第三課長

(3) 認証等用特殊用紙の導入について

平成22年7月1日から、最高裁、高裁、地裁及び家裁では、当事者の権利義務に重大な影響を与える判決書正本等の一定の文書の正本認証用紙及び執行文用紙に、偽造防止措置を施した特殊用紙が導入されます。この認証等用特殊用紙は、裁判文書の信用性の向上を目的として導入されるものであり、判決正本等の裁判文書の重要性を考慮すると、裁判文書の信用性の向上は、裁判所への信頼の確保に不可欠のものです。認証等用特殊用紙の使用及び保管について通達を発出しましたので、判決正本等を作成する書記官においては、導入の目的を十分理解した上、通達に従って認証等用特殊用紙の適切な使用及び保管をしていただきたいと思います。

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

千葉企画調査部長

最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

氏本総務局第一課長

ア 最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等について

まず、最近の民事事件の事件数の動向ですが、平成21年の全国の新受件数は、全体として、平成20年に引き続き増加しています。具体的には、地裁の訴訟事件（24万3909件、前年比+約17.9%）、簡裁の訴訟事件（68万9件、前年比+約18.6%）及び支払督促事件（42万196件、前年比+約8.2%）は、いずれについても平成20年に引き続き増加しています。また、平成18年4月1日の労働審判法の施行以来、事件数が年々増加している労働審判事件（3468件、前年比+約69%）は、平成20年に比べて大幅に増加しています。そして、不動産執行事件（6万7577件、前年比+約0.6%）及び配偶者暴力保護命令事件（3100件、前年比-約1.5%）は、平成20年に増加した件数をほぼ保っており、横ばいとなっています。

これに対し、破産事件（13万7957件、前年比-約2.1%）、簡裁の特定調停事件（5万5904件、前年比-約45.5%）及び個人再生事件（2万731件、前年比-約13.8%）はいず

れも平成20年に引き続き減少しています。また、昨年増加した通常再生事件（661件、前年比－約23.1%）及び債権執行事件（11万6146件、前年比－約6.6%）が減少に転じ、ここ数年横ばい状況にあった保全事件（1万9167件、前年比－約5.5%）が若干減少しています。

このように、破産、民事再生事件など事件数が減少している分野もあるものの、訴訟事件をはじめ民事事件全体では事件数が増加しています。特定調停事件が大幅な減少傾向にあることも考慮すると、地裁及び簡裁の訴訟事件の増加の原因の一部には、利息の過払金の返還請求があるものと考えています。ただ、民事事件全体の増加理由が経済不況や法曹人口の増大によるものかどうかは、もう少し状況を注視する必要があると考えています。

なお、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（いわゆる国民投票法）が平成22年5月18日から施行され、同法127条において、東京高等裁判所に国民投票無効の訴訟を提起することができることとされていますが、この国民投票無効の訴訟を本案とする憲法改正の効果の発生の停止に関する申立てが国民投票法133条1項に規定されたことに伴い、この申立てを行政雑事件として立件することとし、受付分配通達の改正を行いました。

千葉企画調査部長

民事立会部における書記官事務の状況についてお聞かせください。

イ 民事立会部における書記官事務の状況について

民事訴訟法が施行されて約12年を経過しましたが、最近の民事訴訟においては、弁論準備手続を利用して争点と証拠を整理し、口頭弁論において絞り込まれた争点について集中証拠調べを行う訴訟運営が定着してきております。また、平成9年から導入された録音反訳も、実務に定着し、速記録とともに逐語録の需要に十分に応えているものと考えています。そして、このような訴訟運営の下では、書記官が裁判体の窓口として、期日外準備を中心とするいわば裁判体との協働を意識した進行管理事務であるコートマネージメント事務の重要性がますます増えています。

民事訴訟事件が毎年のように増加している状況にある中で、今後も、民事立会部における書記官には、引き続き、裁判体と十分な意思疎通を図って相互の役割について共通認識を形成した上で、公証事務が書記官の基本であることを踏まえつつ、事案の処理に有効な事務を行うとの目的意識を持って、より質の高いコートマネージメント事務を行うことが求められると考えられます。このような観点から、平成21年6月3日から5日まで、裁判所職員総合研修

所において、民事実務（訴訟）研究会が実施され、「争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方について」をテーマとして討議、研究が行われました。共同討議では、書記官の弁論準備手続期日への立会いの目的は、正確な公証事務やその後の進行管理事務を効果的に行うことであり、書記官は、このような立会いの目的に照らして、期日の内容を直接見聴きすることが公証事務や進行管理事務に効果的な期日に立ち会うべきであり、裁判官と書記官との協働とは、争点整理の充実という共通の目的の下に、チームとして、お互いの役割を理解し合った上で、それぞれの職責を全うすることであって、弁論準備手続についても、立会いの効果がそれほど見込まれない期日には、書記官は立ち会わずに進行管理事務等を行うということが、裁判官と書記官との役割分担を踏まえた連携・協働であるとの確認がされたところです。この研究会の結果は、近日中に裁判所職員総合研修所から発刊される所報に連載されるとのことです。

なお、平成22年8月に標準ワープロソフトのワード移行がされますが、平成19年7月に各庁に配布している「民事書記官事務の手引（訴訟手続）（平成19年7月改訂版）」の本文及び参考書式は、ワードでの出力が可能ですので、事務処理に活用していただければと思います。

千葉企画調査部長

判決原本等の国立公文書館への移管についてお聞かせください。

曾根総務局第三課長

ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について

国立公文書館法15条において、国の機関は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、その保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされています。これを受けて、行政府省では、内閣府と申合せを結んだ上で、平成13年4月から一定の重要な公文書等の国立公文書館への移管を実施しています。

最高裁においては、平成16年11月24日の裁判官会議において、保存期間が満了した裁判文書及び司法行政文書のうち、歴史資料として重要なものについては、原則として、行政府省に準じて国立公文書館へ移管するとの基本方針が議決されました。以来、この基本方針に基づき、内閣府（国立公文書館）との間で、移管対象文書の範囲を中心に申合せ案を策定するための移管協議を積み重ね、平成21年8月5日、内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で裁判所の保存する歴史公文書について内閣府を経て国立公文書館に移管するとの申合せが締結されました。

移管の対象となる裁判文書としては、①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判

判決原本等、及び②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等について、それぞれ公文書館に移管することで申合せが締結されました。

平成22年2月には、内閣総理大臣と最高裁長官との間で移管計画が締結され、これを受けて、裁判文書については、まずは、昭和30年までに完結した事件にかかる民事事件の判決原本等を移管することとされ、平成21年度には最高裁分の判決原本等を移管しました。今後、3年かけて下級裁分の判決原本等を移管していきますが、平成22年度は、名古屋・仙台・高松の各高裁管内にある判決原本等を移管する予定です。

(2) 刑事関係

千葉企画調査部長

最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について、お聞かせください。

小野寺総務局第二課長

ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成20年の刑事訴訟事件の新受件数は、高裁が7805人、地裁が9万3568人、簡裁が47万8951人（うち略式事件数は46万5273人）でしたが、平成21年は、高裁が7229人（前年比－約7.4%）、地裁が9万2777人（前年比－約0.8%）、簡裁が45万1942人（前年比－約5.6%）（うち略式事件数は43万8436人）となっており、新受事件総数は、全体として減少傾向

にありますが、依然として高い水準を維持しています。

次に最近の刑事事件を巡る主要な動向としては、裁判員法が施行され、実際に裁判員が参加した審理が行われるようになったことが挙げられます。また、平成20年12月1日に施行された被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度について、施行後1年半ほど経過していますので、制度実施後の書記官事務の状況について次にお話ししたいと思います。

千葉企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況についてお聞かせください。

曾根総務局第三課長

イ 法改正後の書記官事務の状況について

ア 被害者参加制度

被害者参加制度の実施状況としては、平成21年の終局人員中、被害者参加の申出があったものは403人であり、そのうち処断罪名が自動車運転過失致死傷であるものが179人と最も多くなっています。また、参加の申出をした被害者等の人員数は571人、うち証人尋問や被告人質問をした被害者等は474人、刑訴法316条の38により弁論として意見陳述をした被害者等は288人となっています。

先ほど話のあったとおり、平成22年3月末の時点で、判決で終結した裁判員裁判対象事件の終局人員数は444人ですが、このうち、

参加の申出があった事件の終局人員数は49人となっており、約1割の裁判員裁判対象事件において被害者等の参加の申出があったということになります。

被害者参加については、早期に検察官を通じて被害者等の参加の意向や態様、付添いの措置や遮への措置の必要性等に関する情報を収集することが重要です。また、参加が許可された事件においては、被害者参加人や被害者参加弁護士が公判期日への出席を希望することが予想されることから、被告人質問の申出の有無等の参加の態様を確認し、早期に審理計画に反映させる必要があります。特に裁判員裁判においては、いったん審理計画を立てて裁判員等の呼出手続を行ってしまうと、その審理計画を変更することは容易ではないため、正確で迅速な情報収集の必要性は一層顕著です。

また、裁判員裁判等の国民の関心が高い事件については、裁判所に来庁した被害者参加人が、報道関係者や被告人の関係者等と接触するなど不測の事態が生じた場合、被害者に関する情報が流出するなど影響が多大なものとなることも考えられるため、より一層の配慮が求められます。

(イ) 刑事損害賠償命令制度

刑事損害賠償命令制度の実施状況としては、平成21年の申立件数

の累計が214件となっています。

刑事損害賠償命令事件の審理は、原則として、有罪判決の宣告後、直ちに審理期日を開くこととされているので、申立てに関する情報を事前に収集しておく必要性が高いものです。また、4回以内の期日で終結すべきことが定められていますので、刑事事件に引き続き、迅速な審理を実現するための進行管理が重要となります。そのため、なるべく事前準備をしておきたいという気持ちが働くことと思いますが、あくまでも有罪判決を前提とする制度ですので、被告事件の判決言渡し前に、裁判所から被告人側に準備を促すようなことは相当ではないと考えます。

また、刑事事件において被害者特定事項の秘匿決定がされている事案に関する刑事損害賠償命令事件が民事訴訟手続に移行した場合、記録の閲覧等により被害者特定事項が漏出しないよう記録の引継時に配慮する必要があります。具体的な事務処理上の問題点については、各庁の民事事件における取扱いが参考になるものと思われるので、民事訴訟手続に関する実務上の知識を得るため、民事部の書記官と勉強会などを実施することが有益であると考えます。

なお、平成21年11月26日及び27日に裁判所職員総合研修所において実施された刑事実務研究会で

は、被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度の実施状況、運用上の留意点及び工夫例等について、研究及び討議が行われています。

(3) 家事関係

千葉企画調査部長

最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について、お聞かせください。

氏本総務局第一課長

ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について

平成21年における家事事件及び人事訴訟事件の新受件数の総数は、79万9572件（前年比＋約4.4%）でした。その主な内訳を見ると、家事調停事件は、13万8240件（前年比＋約5.5%）、家事審判事件は62万1316件（前年比＋約4.1%）、人事訴訟事件は1万817件（前年比＋約0.9%）といずれも前年と比べて増加しています。

平成16年4月の人事訴訟事件の家裁への移管、平成19年4月の離婚時年金分割制度の導入に伴う年金の按分割合に関する処分申立て事件の新設、平成20年4月の児童虐待防止法の改正に伴う審判前の保全処分の制度や臨検捜索の制度の新設など、家事事件については、近年多くの制度上の変化があり、家裁の手続が拡充されたことに伴い、書記官事務の内容もますます多様化しています。さらに、現在、法制審議会の非訟事件手続法・家事審判法部会において家事審判法改正に向けての議論が行わ

れており、同審議会の児童虐待防止関連親権制度部会において児童虐待防止のための親権制度の改正等についての議論が行われているなど法改正に向けた動きが活発です。また、多くの家裁、特に小規模庁や支部では、一人の書記官が様々な種類の事件を担当している実情にあります。

このような状況の下で、書記官が制度上の変化に迅速に対応し、正確な事務処理を行うためには、今後も、個々の書記官が職務意識の向上に努め、専門的知識を積み、自信を持って事務処理に臨むとともに、組織として、最新の情報、専門的知識や手続の在り方を集積・整理し、高裁管内全体又は家裁全体で共有して、必要な時に簡単に効果的に活用できる環境を整えることが重要と思われます。

なお、平成22年2月23日から25日まで、裁判所職員総合研修所が開催した家事実務研究会では、書記官研修部と家裁調査官研修部が合同で実施した共同研究において、書記官と家裁調査官の職種間連携や、家事調停事件における調停委員を含めた職種間連携について討議が行われ、各庁の工夫や職種を超えたプロジェクト方式による事務改善の取組例が紹介されました。書記官と家裁調査官の連携の重要性、両職種と調停委員の協力による事務改善の取組が有益であること、さらに事務局との連携が必要であることなどが確認されま

した。

多数の職種が関与する家事事件において、適切な情報共有が行われ、円滑に事件処理が行われるためには、書記官が職種間連携の中心となって活躍することが期待されています。

千葉企画調査部長

成年後見関係事件における書記官事務の状況について、お聞かせください。

曾根総務局第三課長

イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について

平成21年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は3万3496件であり、前年比で約4.7%の増加となっています。制度が施行された翌平成13年との比較では約2.7倍の件数となっています。また、後見等監督事件の新受件数は5万6720件と、平成20年とほぼ同数で推移しており、依然として5万件を超え、平成13年との比較では、約8倍となっています。制度施行後10年が経過しましたが、成年後見制度については、高齢化の進行により、今後、ますます利用されるようになることが予想されます。

このような実情を踏まえ、これまでも協議会や事務打合せ等において、成年後見事件処理の合理化のための方策等が協議されてきました。その結果等も踏まえ、現在、多くの

庁で、不正の要因となりうる事由をリスク要因として類型化し、事案の要留意性を見立てる際の枠組みとして活用し、個々の事案に応じた監督区分を定めて後見等監督を実施するという取組が行われています。平成21年には、10月から12月にかけて全国4ブロックで成年後見事件担当裁判官等事務打合せが開催され、成年後見事件の事務処理の改善やメリハリのある後見等監督の在り方、後見等監督を適正かつ効率的に運用するための監督区分、支部・出張所における事務処理改善の方策を推進するための工夫等について協議されました。この事務打合せにおいて、後見等開始時に事案の要留意性を的確に見立てるための工夫が重要であること、専門職を後見人・後見監督人として効果的に活用する必要があること、効果的な後見等監督を行うためには、各庁の実情に応じた監督区分を設けた上で、常に状況を把握し、必要な見直しを行うことが重要であること、国民に均質なサービスを提供できるよう、本庁は支部・出張所と密に連携して、必要な情報提供や事務処理改善の援助を行う必要があること、などが確認されました。

また、後見人等が後見等事務の内容を理解して、不正行為のないよう適切に後見等事務を行うためには、家裁から後見人等にその職務や責任について十分に説明することが重要です。後見人等への説明のための

ツールとして、最高裁判所家庭局において、スライドCD「後見人の基礎知識～はじめて後見人となる方のために～」を作成し、平成21年9月にCD-ROMで、平成22年3月にDVDで、いずれも各庁に送付されました。平成22年度には、このスライドCDの内容を更に充実させたビデオを作成し、各庁に配布する予定です。

なお、裁判所職員総合研修所書記官研修部における平成21年度書記官実務研究では、「後見等監督事件に関する書記官事務の研究」というテーマで研究が行われました。

成年後見関係事件の事務処理については、これまでの協議会、事務打合せ、研究の結果やツール等も活用し、今後も事務の見直しや合理化を行っていく必要があります。

千葉企画調査部長

家事審判法の改正についてお聞かせください。

小野寺総務局第二課長

ウ 家事審判法改正について

先ほど話のあったとおり、非訟事件手続法・家事審判法の改正に向けて、法制審議会の非訟事件手続法・家事審判法部会において議論が行われていますが、平成22年の夏ころまでに中間試案が作成され、平成23年春の通常国会に法案が提出される予定になっています。

今回の法改正では、「当事者の手続保障」が大きな論点になっていま

す。職権主義の構造を維持しつつ、当事者に一定の手続上の申立権と十分な情報開示がされるような手続上の地位を保障するというものであり、相手方への申立書の送付等の在り方、記録の閲覧謄写、事実の調査の記録化や結果の告知等、書記官事務に密接に関連する手続についても議論がされています。今回の改正では、多くの場面で、条文上、手続が明確にされることになっていますし、「当事者の手続保障」という大きな論点を考えても、当事者と直接に対応する場面が多い書記官にとって、影響の大きい法改正になるものと思われまますので、今後も家事審判法改正の動向が注目されます。

千葉企画調査部長

児童虐待防止のための親権制度の改正についてお聞かせください。

小野寺総務局第二課長

エ 児童虐待防止のための親権制度の改正について

先ほど話のあったとおり、親権制度の改正等については、法制審議会の児童虐待防止関連親権制度部会において議論が行われています。このほか、児童福祉分野については、社会保障審議会の児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会において検討されています。いずれについても、家事審判法の改正と同様、平成23年の通常国会に法案が提出される予定となっています。

部会等における主な論点としては、親権喪失制度の見直し、親権の一時停止・一部停止制度の創設、児童の一時保護の際の司法関与の在り方、法人による未成年後見の導入、保護者指導に対する家裁の関与の在り方などが挙げられています。部会等における議論はこの3月末から開始されたところであり、現時点では、これらの論点のうちどの程度が実際の法改正の対象となるかについて予測することは難しい状況ですが、親権という重要な権利に関する見直しであるとともに、法定代理権に関わる事項であることから、家裁以外の裁判所の書記官事務にも影響を与える可能性もあり、今後の議論の動向が注目されます。

(4) 少年関係

千葉企画調査部長

最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

小野寺総務局第二課長

ア 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について

少年保護事件の新受人員は、昭和41年に過去最高（109万4339人）を記録し、その後、昭和58年（68万4830人）以降減少を続け、平成7年に29万3703人となった後若干増加しましたが、平成11年以降再び減少し、平成21年は17万2050人（前年比-0.5%）となっています。ただし、一般保護事件についてみると、平成21年は前年と比べて横ばいとなって

おり、下げ止まりの様相を呈しており、また、触法事件については、増加傾向が見受けられます。

全体として少年保護事件の新受人員が減少傾向を見せる中、平成12年の少年法改正により導入された被害者配慮のための各制度の申出件数は増加傾向を見せています。平成21年における各申出件数は、記録の閲覧・謄写が1072件、意見陳述が282件、審判結果等の通知が1287件となっており、制度施行当初（平成14年）の申出件数と比べて2倍程度の増加となっています。

千葉企画調査部長

平成20年改正少年法の運用状況についてお聞かせください。

曾根総務局第三課長

イ 平成20年改正少年法の運用状況について

平成20年12月15日に少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）が施行され、新たに被害者等による少年審判の傍聴、被害者等に対する審判状況説明の各制度が導入されました。

平成21年9月16日から18日まで、裁判所職員総合研修所が開催した少年実務研究会では、書記官研修部の課題研究において、審判傍聴制度及び審判状況説明制度について、課題として取り上げられ、協議されました。また、平成22年1月から2月にかけて、全国5ブロックで開催された、少年事件担当裁判官等協議会で

も、両制度の運用について協議されました。

なお、裁判所職員総合研修所書記官研修部における平成22年度書記官実務研究では、「少年事件における書記官事務の研究〈改訂研究〉（仮称）」をテーマに研究が行われています。

(ア) 審判傍聴制度関係

平成20年12月15日から平成21年12月31日までに審判傍聴の対象となった事件は、223件であり、そのうち101件について、審判傍聴の申出がなされ、87件について審判の傍聴が認められています。審判の傍聴が認められた87件のうち、申出人から傍聴付添いの申出がなされたのは29件であり、いずれも傍聴付添いが認められています。

審判傍聴制度に関する書記官事務では、被害者等や外部の機関との連絡調整が重要となりますが、制度の案内、被害者等の申出資格に関する法的調査、傷害の程度についての捜査機関からの情報収集、弁護士付添人の関係での法テラスへの選任依頼や傍聴許可についての意見聴取、少年鑑別所への通知等について、適切に運用していただいているものと思います。手続の各段階で必要となる事務について、十分に理解した上で、確実な事務処理をしていただきたいと思います。

裁判所内部でも、裁判官や家裁調査官との情報共有や事務局との連携が、これまで以上に重要です。先に述べた少年実務研究会の際の協議では、審判傍聴制度の円滑な実施のためには、①三者カンファレンスを早期に実施して検討事項を整理すること、②被害者等への説明や意向の確認等を早期に行うこと、③付添人も交えて審判期日当日の進行等について共通認識を持つこと、④審判期日当日のスケジュール等について事務局等も交えた担当者で打ち合わせを行い十分に準備することなどが重要であることが確認されました。また、研修の機会等を利用したロールプレイや審判当日に備えたりハーサル等の体験型の実践的な取組が重要であることが認識されました。少年事件担当裁判官等協議会においても、審判傍聴の許否判断に資する情報を有効かつ適切に収集して共有するための方策として、三職種間の連携、付添人の協力が不可欠であること、円滑な傍聴の実施に向けて、被害者等への十分な事前説明が必要であることが確認されています。

事件の進行管理を行う書記官としては、外部との連絡調整及び内部における連携の面で中心的な役割を果たし、事件処理の過程で発生する様々な事象に的確に対応することが今後も期待されていると

考えています。

(イ) 審判状況説明制度関係

平成20年12月15日から平成21年12月31日までの審判状況の説明の申出人数は433人であり、そのうち424人について申出が認められています。申出が認められなかった9人については、審判が開始されずに事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるものです。

審判状況説明制度に関する書記官事務としては、審判調書や状況説明メモといった説明の基礎となる資料の作成事務及び被害者等への説明事務があります。書記官にとって新たな事務ですが、先に述べた少年実務研究会の際の協議では、チェック方式のメモの活用、事件類型毎のメモ書式の活用など、各庁において事務が過度の負担とならないための工夫例が紹介されました。また、審判状況の説明においても、ロールプレイ等の実践的な取組を継続的に行うことが重要であることが確認されました。少年事件担当裁判官等協議会においても、審判状況メモの作成についての各庁の工夫例、負担が過度にならないための方策等が紹介されました。被害者等へ審判の客観的・外形的事実を説明するという審判状況説明制度の趣旨を踏まえた上で、どこまで審判状況メモに記載するかについて、裁判官

と共通認識を持つことが必要であることが確認されました。

被害者等への対応については、被害者等の心情に配慮した応対を行う能力、説明の基礎となる資料を適切にまとめ、被害者等の前でわかりやすく説明する能力等が必要となりますので、今後も書記官において、スキルアップに努めることが重要だと考えています。

3 これからの書記官の在り方について

千葉企画調査部長

書記官の職務意識の重要性についてお聞かせください。

曾根総務局第三課長

書記官の職務意識の重要性について

書記官は、調書の作成や事件に関する書類を作成することを中心とする公証事務を、固有かつ独立の権限としていますが、これは、裁判官を審理判断に専念させるとともに、裁判手続の適法性、公正性を確保し、これに対する当事者その他の関係人の信頼を得ようとしているものです。また、刑事事件における裁判員制度や被害者参加制度の導入、少年事件における被害者等による審判傍聴制度の導入、民事事件、家事事件の分野における手続教示等、書記官が訴訟当事者以外の様々な立場の来庁者に対して対応しなければならない場面も増加しています。

これまで書記官は、公証事務を適切に遂行するとともに、利用者の立場に

立ちながら、公平、公正を維持しつつ丁寧かつ毅然とした対応をしており、書記官に対する信頼は概して高いものと考えています。引き続き、書記官がこのような国民からの信頼を維持するためには、公証権限等の書記官に付与された職務権限の重要性や職責の重さを自覚するといった職務意識を持って、一人一人の書記官が日々の職務を着実に遂行することが重要であることは言うまでもありません。今後とも書記官の職務意識を保持し、これを高めていくために必要な取組を行っていきたいと考えています。

4 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 書記官全体の処遇について

千葉企画調査部長

書記官全体の処遇についてお聞かせください。

大竹人事局給与課長

書記官の給与上の処遇については、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性、書記官の権限拡大、職責の増大などを踏まえ、級別定数改定や官職増設について鋭意折衝を行い、公務員総人件費削減をこれまで以上に厳しく求められる情勢の下、適正な昇格運用の枠組みを維持するのに最低限必要なものを確保したところではあります。

級別定数の拡大を巡る情勢が年々厳しさを増していることから、今後の級別定数の拡大は極めて困難であること



大竹人事局給与課長

が予想される場所ですが、定員振替や増員による書記官の年齢構成の変化という状況を踏まえて、書記官の適正な昇格運用の枠組みを維持することができるよう、引き続き努力をしていくつもりです。

(2) 級別定数関係について

千葉企画調査部長

級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞かせください。

大竹人事局給与課長

平成22年度予算の級別定数の改定折衝においては、公務員総人件費削減の動きがこれまで以上に強まる中、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があることや書記官の職責が増大していることを踏まえて粘り強く折衝に当たりました。その結果、次に述べるとおり、裁判部門において中心的な役割を担っている中堅書記官の処遇が後退しないよう、5級以下を中心に一定の成果を上げることができたものと考えています。

ア 7級関係

家裁次席書記官1、高裁訟廷管理官1、地裁総括主任書記官2の合計

4 (前年度5) の切上げを実現することができましたが、これは書記職全体の官職評価の引き上げという面からも意義のあることだと考えています。

この結果、下級裁次席書記官については、平成22年度に増設が認められた2ポストを含む145ポスト中138が7級以上に格付けられることになりました。

イ 6級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避けるため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の昇格運用の枠組みを最低限度維持するために必要な510(5級50, 4級240, 3級220)(前年度528)という切上数が認められました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、広島家裁、東京簡裁に次席書記官各1(いずれも6級格付け)を増設することが認められ、また、主任書記官についても、30の増設を確保することができました。

5 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

千葉企画調査部長

書記官任用試験制度及び主任書記官選考制度の実施状況等についてお聞かせください。

岸野人事局参事官

まず、平成18年度から始まった裁判所書記官任用試験(以下「CA試験」という。)についてですが、昨年度行われたCA試験(CA-4)では、全国で340人の受験申込みがあり、筆記試験、口述試験及び実務試験を経て最終合格した45人が、10月1日付けで書記官に任官しました(なお、CA-3の申込者数は336人、任官数は52人)。

本年度の試験(CA-5)については、1月14日及び15日に筆記試験が実施され、さらに5月6日から26日までの間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、6月28日から9月14日までの間、裁判所



岸野人事局参事官

職員総合研修所における中央研修及び各庁における実務研修を内容とする実務試験が行われることとなります。この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実務知識を付与することを主たる目的とする研修という面も有するもので、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資する内容となっています。

なお、裁判所職員総合研修所における中央研修の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

また、CE及びCA試験受験者の学習意欲の維持、向上を目的として、平成20年度に実施された試験（CE-60、CA-3）から、有効に受験して不合格となった受験者のうち希望する者に対して、筆記試験の成績の通知を行うこととしました。

これにより、多くの受験者の皆さんに、書記官任官に向けての学習意欲を一層高めていただくことを期待しています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえて、意欲と能

力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつでも選考を受験するかということから選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用に資するのみならず、ワーク・ライフ・バランスを考える上でも望ましい手段の一つではないかと考えています。

【今後の主任書記官等の管理者養成の方向性について】

主任書記官等の管理職員については、社会経済情勢の変化や国民の意識の変化等に伴い、職責がこれまで以上に重くなっており、その職責を果たすためには、職務知識、事務処理能力は当然のこととして、より高い業務管理能力、人事管理能力、組織運営能力が重要となっていると考えています。このような職責を遂行することができる人材を広く登用していくために、すべての高裁で公募による主任書記官選考が実施されています。公募制は、これらの能力、とりわけ指導力や積極性の面で優れた人材を登用できる制度として一定の成果を残しており、定着しているものと考えています。また、主任書記官任官後も中間管理者研修等の各種研修・研究会を実施する等様々な形で主任書記官の育成、サポートに努めているところです。さらに、中堅職員に対しても、ブラッシュアップ研修

及びその他の研修等を通じて、そのような能力を高めるための指導を行っていくとともに、管理職員による面接等の機会を通じた意識啓発を行っています。

(2) 書記官の任用政策について

千葉企画調査部長

書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設及び書記官の専門分野ごとの育成・配置についてお聞かせください。

大竹人事局給与課長

ア 主任書記官等のポストの増設について

① 主任書記官

下級裁判所の裁判部門の充実強化への取組にとって、主任書記官の配置は極めて重要であることから、「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、平成22年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、主任書記官ポストの増設については、今後も引き続き努力をしていきたいと考えています。

② 総括主任書記官

大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与

格付けの改善を図るため、これまで認められてきた東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、大阪地裁、京都地裁、名古屋地裁、広島地裁、福岡地裁、仙台地裁、札幌地裁のほか、平成22年度はさらに神戸地裁においても総括主任書記官ポスト（7級）の設置を行い、また、東京地裁立川支部においても総括主任書記官ポスト（7級）の設置を行ったところです。

③ 高裁訟廷管理官

総括主任書記官と同様に重い職責を担う高裁訟廷管理官についても、平成17年度以降7級切上げ11を実現し、平成22年度においてもさらに1の切上げを実現することができたところです。

これらの7級ポストの設置や7級切上げは、書記官全体の官職評価の引き上げにもつながるため、これまでも努力してきたところですが、7級は、そもそも行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

岸野人事局参事官

イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について

司法に対する需要がますます増大し、国民からは、より身近で利用しやすく、頼りがいのある司法の実現

が求められています。裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官において、裁判官との協働態勢の下、他の職種とも相互に意思疎通を図り、連携を強化していくとともに、裁判所を利用する人々の多種多様な問題を適切に解決するため、職務遂行能力の向上を図り、訴訟運営に積極的に関わっていくことが求められます。

刑事の分野においては、平成21年5月21日から裁判員制度が実施されたことから、各庁における裁判員裁判等の運用状況等を踏まえ、運用の在り方や今後の改善点等を検討していく必要があるところですが、書記官事務の遂行に当たっても、制度導入後の円滑かつ安定的な運用の実現に向け、継続的な取組が不可欠となっています。

また、民事の分野においても、これまで以上に、専門的知見を必要とする複雑困難な事件が裁判所に持ち込まれるようになってきており、事件動向や事務処理状況の変化に、迅速かつ柔軟に対応できるよう備えておく必要があります。

他方、家事の分野においては、全般的に増加傾向にある家事事件をより一層適正かつ迅速に処理することが、少年の分野においては、被害者等による少年審判の傍聴や被害者等に対する審判状況の説明といった新設制度を適切かつ円滑に処理することが求められており、書記官にも

これまで以上に高い職務知識やコミュニケーション能力等が必要とされています。

書記官は、適正迅速な裁判の実現を担う裁判部門の基幹職種であることから、任官後間もない間は、人材育成の観点から、その後は社会経済情勢の変化や国民の意識の変化等に応じた事件の量的・質的变化に着実に応えていくためにも、多様な職務経験を積んでもらうことを基本に据えることはこれまでと同様ですが、今後は、新しい制度の運用等も見据え、各専門分野における書記官の職務遂行能力の向上にも十分に配慮していく必要があると考えています。

千葉企画調査部長

ワークアンドライフのバランスを考えた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについてお聞かせください。

岸野人事局参事官

- (3) ワークアンドライフのバランスを考えた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについて

書記官については、若い世代を中心に、能力開発、適性発見等の観点に立って可能な限り多様な職務経験を積んでもらっているところですが、異動計画の策定に当たっては、管理職員による面談を通じて、職員の意向や家庭状況等の個別事情の的確な把握に努めており、これらの事情を十分に勘案しつつ、職員の能力、適性、職務経験等

に応じたバランスの良い任用配置が図れるよう十分配慮しています。

(4) 再任用の実施状況等について

千葉企画調査部長

再任用の実施状況についてお話しください。また、書記官の他官庁への出向状況等についてもお聞かせください。

岸野人事局参事官

ア 再任用の実施状況について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び（級別）定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官（有資格者）の再任用者数を見てみると、平成21年度末に定年退職した書記官（有資格者）のうち、本年4月に再任用された者は48人（約39%）であり、昨年度に新規で再任用された者（44人）と同程度の人数が再任用されています。また、昨年度に書記官として再任用された者（95人、1回目及び2回目更新者を含む。）のうち、任期更新可能な者は94人であり、そのうち80人（約85%）の任期が更新されています。

公的年金の満額支給年齢が65歳となることから、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は

他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

イ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成22年4月1日現在、11か所41人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院（法務調査室）1
- (2) 参議院（法務調査室）1
- (3) 裁判官訴追委員会 1
- (4) 弾劾裁判所 2
- (5) 公害等調整委員会 2
- (6) 公正取引委員会 2
- (7) 国税不服審判所（東京、関東信越、大阪、名古屋、広島）6
- (8) 人事院 1
- (9) 金融庁 2
- (10) 預金保険機構（東京、大阪）2
- (11) 日本司法支援センター（本部、東京、千葉、大阪、京都、三重、福井、富山、広島、佐賀、長崎、宮崎、宮城、札幌、香川、徳島、高知、愛媛）21

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないしは3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野

が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

(5) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

千葉企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保についてお聞かせください。

岸野人事局参事官

産前・産後休暇中における代替要員の確保については、平成14年8月1日から、休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官を代替要員とする臨時的任用を行っているところです。

最近数年間における育児休業を取得した書記官の数は、平成18年度が139人（うち男性職員13人、以下（ ）内は男性職員数で内数）、平成19年度が155人（8人）、平成20年度が172人（13人）、昨年度が177人（24人）、そのうち任期付採用又は臨時的任用（以下「任期付採用等」という。）を行った数は、平成18年度が110人（79.1%）、平成19年度が129人（83.2%）、平成20年度が129人（75.0%）、昨年度が140人（79.0%）となっており、育児休業に伴う代替措

置としての任期付採用等は、年度ごとに若干の高低はあるものの、育児休業制度の定着とともに高い割合で行われています。

ところで、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保については、書記官任命資格を有する者の代替要員の確保の困難さから、産前・産後の特別休暇中は、事務補助要員を賃金雇人という形で雇い入れ、その後の育児休業期間中は、その者を事務官として任期付採用等を行うことも多いかと思われます（昨年度任期付採用等を行った者140人のうち、書記官を任用したのは40人（28.6%）となっています。）。

そこで、産前・産後の特別休暇期間中の臨時的任用も含め、書記官任命資格を有する代替要員を確保し、司法制度改革の着実な実施に向けて裁判部の戦力を維持するため、書記官任命資格を有する者で、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されている者に対して任期付採用等の希望に関する調査を実施したり、各裁判所は、当該庁に書記官任命候補者がいない場合でも、高等裁判所への照会を通じて、当該庁において勤務に応じる見込みがある者についての情報を収集することができる態勢を整えているところです。

しかしながら、任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし、書記官数の増加や育児休業等取得の促進により、今後も、育児休業取得者が高い水

準で推移することが見込まれます。そこで、先に述べたような方策に加えて、平成22年度においても、書記官に限ってはありますが、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしています。これは、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれる中で、育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行っているものです。

なお、任期付採用等による代替要員の確保については、平成17年度から実施している次世代育成支援対策推進法に基づく裁判所特定事業主行動計画「みんなで支える子育て応援アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」でも触れられています。この中では、育児休業等を取得することになった場合は、業務に支障が出ないように業務分担の見直しを行ったり、任期付採用等による代替要員を確保することを検討するなど、育児休業等取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えていくこととしており、今後もより一層、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。

また、平成19年8月1日に導入された「育児短時間勤務制度」は、子育て中の職員にとって利用しやすいものと

するよう配慮する必要がありますが、一方で公務運営に与える影響も大きいと言わざるを得ない場合もあります。そのため、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる勤務時間の割振りモデルを示しています。このモデルに当てはまる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

このモデルに当てはまらない請求については、公務運営に与える影響を考慮しつつ、異動等も視野に入れて慎重に検討せざるを得ないと考えています。

また、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官のような資格官職の任期付短時間勤務職員の確保は相当の困難があります。

いずれにしても、平成22年6月30日から育児短時間勤務をすることができ、職員が拡大されることも踏まえて、子育て中の職員にとってこの制度が利用しやすいものとなるよう育児短時間勤務の承認に当たって様々な工夫をすることにより、今後も引き続き適切に対応していきたいと考えています。

(6) 定年延長について

千葉企画調査部長

定年延長についてお聞かせください。

岸野人事局参事官

平成21年の人事院勧告では、公務の能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分に活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとされ、その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」の最終報告も踏まえ、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策等の諸課題について早急に検討を進めるものとされたところ です。

定年年齢の延長は、国家公務員全体の問題として検討すべき事柄であることから、裁判所としては、引き続きその検討状況を注視し、情報収集に努めていきたいと考えています。

6 メンタルヘルスについて

千葉企画調査部長

メンタルヘルスの具体的実施状況についてお聞かせください。

岸野人事局参事官

職員の心の健康づくりのためには、心の健康の保持増進、心の不健康な状態への早期対応、円滑な職場復帰と再発の防止のそれぞれについて、管理職員はもとより、個々の職員の理解を深め、意識啓

発に努めていく必要があります。

このような観点から、裁判所においては、各庁において実施される健康管理講習会や、新採用職員研修、中間管理者研修等の各種研修の中で、できる限り心の健康づくりのための科目を設け、人事院の専門家会議の取りまとめによる研修教材等を活用した研修を実施することにより、職員に対して心の健康づくりの浸透及び意識啓発を図っているところです。

このほか、職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリング体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施しているところです。

7 システム開発等と書記官事務について

(1) 民事裁判事務支援システム(以下「MINTAS」という。)の導入状況について

千葉企画調査部長

MINTASの導入状況と今後の導入展開予定についてお聞かせください。

野口情報政策課参事官

ア 導入展開の進捗状況について

ア) これまでの導入展開状況

MINTASは、平成20年2月12日に第1次導入庁であるさいたま地裁において本格稼働を開始しました。その後は、平成17年12月に策定された情報化戦略計画にあるとおり、平成20年度中に、民事



野口情報政策課参事官

裁判事務処理システム導入庁すべてに展開を終え、平成21年度からは、期日進行管理プログラム（地裁民事事件用）（以下「民事P」という。）を利用している庁に展開を進め、現在は、別紙第1のとおり東京地裁、大阪地裁を除く本庁48庁及び支部49庁で安定して稼働しています。

(イ) 今後の導入展開予定

平成22年度は、別紙第2のとおり、東京地裁、大阪地裁本庁及び別紙第1記載の支部以外の支部に展開を進め、全国の本庁、支部203庁への展開を完了する予定です。

イ 本年度導入に向けた準備について

(ア) 地裁支部154庁への導入について

MINTASを導入するにあたって、別紙第2の第24、25次導入庁については平成21年11月に、第26、27次導入庁については平成22年1月に、第28～30次導入庁については同年2月に、準備事項の詳細についてお知らせするとともに、地裁本庁に準備作業の支援を

お願いいたしました。

具体的な準備作業の内容は、平成21年度と同様であり、地裁支部においては、操作方法の習得、民事Pからのデータ移行のためのデータ補正作業、操作方法の習得、利用端末の環境設定や料金後納申請などのシステム内外の環境整備等であり、地裁本庁に対して、これら支部の準備作業を自庁への導入時の経験やMINTAS導入後のシステム運用の経験等を活かしながら支援していただきたい旨お願いしています。

民事事件担当の皆様については、通常の事件処理にこれらの準備作業が加わる形になりますが、情報政策課としても、それら準備作業を少しでも軽減できるようにと、操作マニュアル、研修用映像教材、MINTASハンドブック（導入や利用に当たってのよくある質問と回答を取りまとめたもの）や

を用意しました。また、導入準備に関する各庁の疑問点や、これに対する当課からの回答を各庁で共有するための質問専用メールアドレスなどといった、準備作業等をサポートする態勢も執っています。ぜひ、これらのツール等を活用していただき、今後、MINTAS導入に向けての御理

解と御協力をお願いいたします。

(イ) 東京地裁・大阪地裁本庁への導入について

平成23年1月に導入予定の東京地裁、大阪地裁本庁については、規模の大きい本庁ということもあり、昨年度末から、両庁の導入準備の中心となる方々に対して、導入にあたっての準備事項の概要について直接御説明させていただき、また研修の実施等についても協議させていただきました。その結果、東京地裁については平成22年9月に、大阪地裁については同年5月と7月に分けて、当課職員も参加する操作方法習得等のための導入研修を実施することになりました。

導入研修の終了後は、研修用映像教材やウェブ研修環境を利用して、導入研修参加者からそれ以外の職員の皆様へ導入研修結果を還元していただくとともに、データ移行等の準備作業についても御協力いただくようお願いいたします。

ウ 導入庁への利用支援等について

利用者の皆様の操作上の疑問点については、ユーザサポート（ヘルプデスク）を用意して随時質問を受け付けて対応しております。

あわせて、MINTASをよりストレスなく御利用いただくため、利用者の皆様からの質問等を踏まえ、MINTAS上から参照可能な

を適時に更新しております。

エ 結び

日書協の会報書記官の「IT mall（あいていい・もーる）」に掲載しているコラム「みんなのMINTAS」において、MINTASの導入状況や機能、利用に当たって参考となる事項などを紹介しておりますので、会員の方々には、ぜひ、御覧いただきたいと思っております。

今後も、書記官事務を中心とした民事裁判事務の支援のために、より利用しやすいシステムを目指して参ります。

(2) 刑事裁判事務支援システム(以下「KEITAS」という。)の開発状況と展開予定について

千葉企画調査部長

KEITASの開発状況と展開予定についてお聞かせください。

野口情報政策課参事官

ア KEITASの開発思想について

KEITASは、刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援するシステムを構想し、特に応答性の確保及び操作性の向上の観点から、現場起点でベストな姿を追求し、「スリムで骨太なシステムとして作り、その後、長く、確実に育てていく」ことを目指しています。

化を目的として平成18年度に開発されたプログラムです。簡易裁判所においては

と、家庭裁判所においては期日進行管理プログラム（家事事件用）とそれぞれデータを連携し、
 を作成することができます。また、複数の庁で勤務する
 ことや、とのデータ連携が可能です。

出勤Pは、平成19年度に東京地方裁判所、大阪地方裁判所及び全国の地方裁判所本庁に併置されている簡易裁判所（50庁）に、平成20年度に東京家庭裁判所、東京家庭裁判所八王子支部（現在の立川支部）、横浜家庭裁判所、大阪家庭裁判所及び名古屋家庭裁判所の5庁に、平成21年度は、上記の5庁を除く家庭裁判所本庁（46庁）に導入しました。本年度は、調停申立事件数の多い庁を中心に、家庭裁判所支部及び出張所（50庁）と、上記以外の簡易裁判所（51庁）に出勤Pの導入を行い、平成23年1月から本稼働を開始していただく予定です。

出勤Pの導入に際しては、平成22年9月中旬に裁判所職員総合研修所において研修を実施し、導入時に必要な作業、仮稼働の要領、操作方法等についての説明をする予定です。また、研修に併せて、出勤Pの映像教材を配布することを予定しています。映像教材

は、出勤Pの基本的な操作等を音声と動画を交えて説明するものですので、研修後も担当者の操作習熟を図る際などに利用していただきたいと思えます。

なお、平成23年度以降については、平成22年度に導入する庁の運用状況等を考慮して導入していく予定です。

(4) インターネット閲覧権限の付与について

千葉企画調査部長

インターネットの閲覧権限付与についてお聞かせください。

野口情報政策課参事官

インターネットのウェブサイト閲覧権限の付与につきましては、平成17年度以降、順次拡大して参りましたが、平成21年12月に裁判所書記官のすべてに権限が付与されました。裁判所書記官の調査事務に活用していただきたいと思えます。

なお、ウェブサイト閲覧権限者が増えますと、それに伴って情報セキュリティ上の危険も増えていきます。例えば、職務とは無関係なウェブサイト閲覧が増えていきますと、ネットワークへの負荷増大による処理速度の低下、運用管理がずさんなウェブサイトに潜伏したウイルスの侵入、ウェブサイトへの不注意な書き込みによる裁判所情報の流出など、様々な障害が発生する危険性が増えます。

当課といたしましては、セキュリティ対策のための機器を整備するとともに、情報セキュリティポリシー（平

成20年11月19日付け情報政策課長事務連絡「職員が情報及び情報システムを取り扱う際の情報セキュリティ対策実施要領の改定について」により、職員の一人一人が実施すべき情報セキュリティ対策を定め、ウェブサイト閲覧における注意事項も規定しております。また、今後もこれまで以上に職員の情報セキュリティに対する意識の醸成に努めて参ります。

(5) J・NETポータルについて

千葉企画調査部長

J・NETポータルについてお聞かせください。

野口情報政策課参事官

J・NETポータルは、平成19年8月に運用が開始されたもので、
情報が必要とする職員にとって、いわば、玄関(ポータル)の役割を果たすものです。また、
実施しております。

平成21年度には、各庁が使用できるデータベースとして、「会議室予約」、
「行事予定」及び
「外来者申請」の運用を開始しましたが、それ以来、J・NETポータルに対するアクセス数が増えておりますので、各庁において有効に活用いただいていると考えております。

今後も、これを基盤として各種業務に利用できるよう、J・NETポータルの充実を目指して参ります。

(6) 標準ワープロソフトの移行について

千葉企画調査部長

標準ワープロソフトの移行についてお聞かせください。

野口情報政策課参事官

平成22年8月から裁判所において利用する標準ワープロソフトが一太郎からワード(Microsoft Word)に移行されることは御承知のことと思いますが、同年2月末には職員に貸与しているすべてのパソコンに対しワードが整備され、すべての職員の方にワードを利用していただける環境が整いました。職員の方々においては、ワードを初めて使用する職員でも簡単にワードを利用できるように、同年1月末に当課が配布しました小冊子を参照するなどして、ワード移行に向けて、ワードの習熟を図っていただきますようお願いいたします。

なお、これまでに最高裁から一太郎版で示されているひな形(様式)については、一太郎で作成された文書ファイルをワードで開いても書式や文字サイズなどの文書スタイルがほぼ正確に再現されます。

(7) 統計報告について

千葉企画調査部長

統計報告についてお聞かせください。

野口情報政策課参事官

書記官が作成した



日本書協側

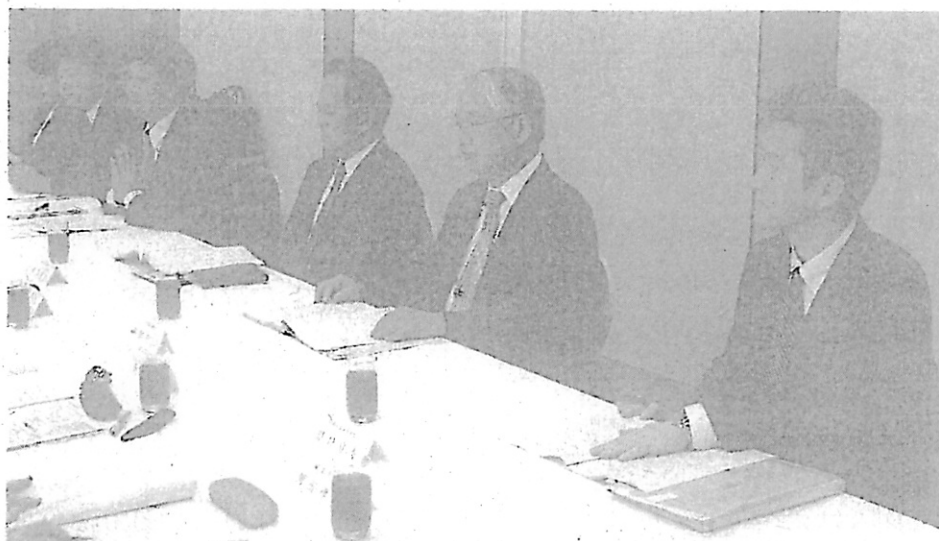
され、裁判所ウェブサイトや司法統計年報といった形で国民に広く公表されるほか、裁判所の人員配置及び裁判運営に関する施策を検討するための基礎資料として活用されています。また、「裁判の迅速化のための検証」や「裁判員法第103条に基づく運用状況の公表」のための資料としても活用されるなど、統計データの重要性は極めて高いものとなっています。

その一方で、日常的に統計データの修正が後を絶たず、最近では、被疑者国選や調査命令の有無に関する統計データの大きな修正を行う必要が生じるなど、裁判統計の信頼性に一定の疑問を持たざるを得ない状況も見受けられるところです。

情報政策課においては、毎月各庁から送付される統計データの確認作業を行うほか、システムの開発や改修に際して、

機能を付加するなどの措置を講じ、より正確な統計報告が実現できるよう努力しているところです。しかしながら、チェックシステム等によるチェックは、
 になっているというような論理的な矛盾がある場合の一部に限られており、統計データの真実性という観点では、基礎データを作る現場の書記官等に対する高い信頼に依存するしかありません。加えて、現在、導入展開中であるMINTASや開発中のKEITASにおいては、
 MINTAS等に
 されることから、
 に当たっては、調書作成や事件簿への入力と同様、より慎重な取扱いが求められるものとなっています。

このように、書記官の方々には、あらためて裁判統計の重要性を確認していただき、事件票等作成要領に従って



最高裁側

記録に基づいた正確な統計報告にご協力いただきますようお願いします。

情報政策課としても、引き続き、書記官養成課程や中央研修等を通じて書記官等に対する意識啓蒙を図っていくほか、統計ニュースレター等による注意喚起を行うなどの工夫も図り、より正確な統計報告が実現できるよう努力して参ります。

(8) その他

ア 情報政策課と各事件局との連携について

千葉企画調査部長

情報政策課と各事件局との連携についてお聞かせください。

野口情報政策課参事官

各事件局が情報システムの開発を行うに当たっては、情報政策課が各事件局に対し、政策面及び技術面での助言等を行うとともに、裁判所全体の情報システムの整合性及び関連性についての調整を行っています。

また、MINTASやKEITAS

のような裁判所の基幹となる情報システムの開発等を行う場合には、情報政策課と各事件局との間で、その内容及び規模に応じた適切な役割分担を検討しながら進めています。

イ 各種事件処理システムの改訂等の予定について

千葉企画調査部長

各種事件処理システムの改訂等の予定についてお聞かせください。

野口情報政策課参事官

各種事件処理システムの改訂等の予定については、法制度の改正、OS等のバージョンアップに伴うもの等がありますが、改訂版を整備するに当たっては、各庁の負担が少なくなるよう、できるだけ早期に所管部局から随時個別にお知らせするように今後も引き続き配慮してまいります。

千葉企画調査部長

以上、すべてのテーマについてお話を伺うことが出来ました。ありがとうございました。

篠原事務局長

以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、上田会長から一言ごあいさつを申し上げます。

上田会長

長時間、多岐にわたるテーマについて、大変有意義なお話をお聞かせいただきまして、どうもありがとうございました。事務総局各局課の皆様方が、書記官のために、あらゆる分野で多角的に、書記官制度、書記官事務、書記官に対する処遇等を検討していただいている状況をお伺いすることができ、改めて、その御努力に敬意を表する次第です。

本日の座談会では、「民事立会部における書記官事務の在り方」が話題になりましたが、私ども日本書協としても、昨年からは、これからの書記官事務の在り方の検討を進めております。今年3月には、各地裁から19人の主任書記官に集まっていただき、「民事立会部における書記官事務」をテーマとして、本部の主催で座談会を行ったところです。日本書協としては、その結果を現場に還元し、各地裁での検討を深めていくこととしております。総務局、人事局、情報政策課におかれましても、日本書協の活動に御理解をいただくとともに、今後とも書記官制度、書記官事務の充実・発展、書記官の処遇の改善、IT化の推進などのため、一層御尽力くださいますようお願い申し上げます。

本日の座談会は、全国の会員にとって、大変有益な情報提供になるものと思います。今後とも日本書協に対しご支援いただきますようお願い申し上げます。この座

談会終了のあいさつといたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(別紙第1)

民事裁判事務支援システム (MINTAS) の導入庁 (平成22年3月末日現在)

導入	導入年月日	導入庁
第1次	平成20年2月12日	さいたま地裁
第2次	7月7日	前橋地裁, 新潟地裁
第3次	7月22日	千葉地裁, 宇都宮地裁
第4次	9月16日	札幌地裁, 旭川地裁
第5次	9月29日	長崎地裁, 宮崎地裁
第6次	10月14日	福岡地裁, 熊本地裁
第7次	10月27日	大津地裁, 金沢地裁
第8次	11月4日	神戸地裁, 津地裁, 岐阜地裁
第9次	11月25日	広島地裁, 山口地裁, 岡山地裁
第10次	12月15日	高松地裁, 徳島地裁
第11次	平成21年1月13日	横浜地裁, 京都地裁
第12次	2月2日	福島地裁, 山形地裁
第13次	2月16日	秋田地裁, 青森地裁
第14次	7月17日	静岡地裁
第15次	9月11日	甲府地裁, 長野地裁
	9月14日	水戸地裁
第16次	10月9日	仙台地裁, 盛岡地裁
第17次	10月23日	名古屋地裁
	10月26日	福井地裁, 富山地裁
第18次	11月13日	奈良地裁, 和歌山地裁
	11月16日	鳥取地裁, 松江地裁
第19次	12月11日	佐賀地裁, 大分地裁
	12月14日	鹿児島地裁, 那覇地裁
第20次	平成22年1月15日	函館地裁, 釧路地裁
	1月18日	高知地裁, 松山地裁
第21次	1月29日	東京地裁 (立川支部) 大阪地裁 (堺支部, 岸和田支部)
第22次	2月5日	横浜地裁 (川崎支部, 横須賀支部) さいたま地裁 (越谷支部) 千葉地裁 (松戸支部, 一宮支部, 八日市場支部) 宇都宮地裁 (大田原支部) 前橋地裁 (高崎支部) 新潟地裁 (長岡支部) 神戸地裁 (伊丹支部, 尼崎支部) 大津地裁 (彦根支部) 津地裁 (四日市支部) 岐阜地裁 (多治見支部) 広島地裁 (福山支部) 山口地裁 (周南支部, 下関支部) 福岡地裁 (飯塚支部, 久留米支部) 長崎地裁 (大村支部) 宮崎地裁 (都城支部) 札幌地裁 (苫小牧支部) 高松地裁 (丸亀支部)
		横浜地裁 (相模原支部, 小田原支部) さいたま地裁 (川越支部, 熊谷支部) 千葉地裁 (佐倉支部, 木更津支部)

第23次	2月15日	宇都宮地裁 (栃木支部, 足利支部) 前橋地裁 (太田支部) 新潟地裁 (新発田支部) 神戸地裁 (明石支部, 姫路支部) 津地裁 (伊勢支部) 岐阜地裁 (大垣支部) 広島地裁 (呉支部) 山口地裁 (宇部支部, 岩国支部) 岡山地裁 (倉敷支部) 福岡地裁 (柳川支部, 大牟田支部, 小倉支部) 長崎地裁 (佐世保支部) 札幌地裁 (小樽支部)
------	-------	--

(別紙第2)

平成22年度 民事裁判事務支援システム (MINTAS) 導入予定庁

導入	導入予定年月日	導入予定庁
第24次	平成22年7月9日	さいたま地裁 (秩父支部) 千葉地裁 (館山支部) 宇都宮地裁 (真岡支部) 前橋地裁 (桐生支部) 新潟地裁 (高田支部) 神戸地裁 (社支部, 豊岡支部) 金沢地裁 (七尾支部, 輪島支部) 福岡地裁 (直方支部, 行橋支部) 長崎地裁 (壱岐支部, 五島支部, 厳原支部) 熊本地裁 (八代支部, 人吉支部, 天草支部) 宮崎地裁 (延岡支部) 札幌地裁 (岩見沢支部, 室蘭支部) 旭川地裁 (名寄支部, 紋別支部)
第25次	7月16日	千葉地裁 (佐原支部) 前橋地裁 (沼田支部) 新潟地裁 (三条支部, 佐渡支部) 神戸地裁 (柏原支部, 龍野支部, 洲本支部) 大津地裁 (長浜支部) 金沢地裁 (小松支部) 福岡地裁 (田川支部, 八女支部) 長崎地裁 (島原支部, 平戸支部) 熊本地裁 (玉名支部, 山鹿支部, 阿蘇支部) 宮崎地裁 (日南支部) 札幌地裁 (滝川支部, 浦河支部, 岩内支部) 旭川地裁 (留萌支部, 稚内支部)
第26次	10月8日	静岡地裁 (沼津支部, 下田支部) 甲府地裁 (都留支部) 長野地裁 (松本支部, 諏訪支部) 京都地裁 (園部支部, 舞鶴支部) 津地裁 (松阪支部, 伊賀支部) 岐阜地裁 (高山支部) 広島地裁 (尾道支部) 岡山地裁 (新見支部, 津山支部) 福島地裁 (郡山支部, 会津若松支部) 山形地裁 (新庄支部, 鶴岡支部) 秋田地裁 (能代支部, 横手支部) 青森地裁 (弘前支部, 十和田支部) 徳島地裁 (阿南支部)
第27次	10月22日	静岡地裁 (富士支部, 掛川支部) 長野地裁 (上田支部, 伊那支部) 京都地裁 (宮津支部, 福知山支部) 津地裁 (熊野支部) 岐阜地裁 (御嵩支部) 広島地裁 (三次支部) 山口地裁 (萩支部) 福島地裁 (白河支部, いわき支部, 相馬支部) 山形地裁 (米沢支部, 酒田支部) 秋田地裁 (本荘支部, 大館支部, 大曲支部)

		青森地裁 (五所川原支部, 八戸支部) 高松地裁 (観音寺支部) 徳島地裁 (美馬支部)
第28次	11月8日	水戸地裁 (日立支部, 龍ヶ崎支部) 静岡地裁 (浜松支部) 長野地裁 (佐久支部, 飯田支部) 奈良地裁 (葛城支部) 和歌山地裁 (新宮支部) 名古屋地裁 (岡崎支部) 福井地裁 (武生支部) 富山地裁 (魚津支部) 鳥取地裁 (米子支部) 松江地裁 (浜田支部) 佐賀地裁 (武雄支部) 大分地裁 (中津支部) 鹿児島地裁 (川内支部) 那覇地裁 (沖縄支部) 仙台地裁 (古川支部, 登米支部) 盛岡地裁 (一関支部, 水沢支部) 函館地裁 (江差支部) 釧路地裁 (帯広支部)
第29次	11月19日	水戸地裁 (土浦支部) 奈良地裁 (五條支部) 和歌山地裁 (田辺支部, 御坊支部) 名古屋地裁 (豊橋支部) 福井地裁 (敦賀支部) 富山地裁 (高岡支部) 鳥取地裁 (倉吉支部) 松江地裁 (出雲支部) 佐賀地裁 (唐津支部) 大分地裁 (竹田支部, 佐伯支部) 鹿児島地裁 (加治木支部, 鹿屋支部) 那覇地裁 (石垣支部) 仙台地裁 (大河原支部) 盛岡地裁 (花巻支部, 宮古支部) 釧路地裁 (北見支部) 高知地裁 (須崎支部) 松山地裁 (西条支部, 宇和島支部)
第30次	11月29日	水戸地裁 (麻生支部, 下妻支部) 名古屋地裁 (一宮支部, 半田支部) 松江地裁 (益田支部, 西郷支部) 大分地裁 (杵築支部, 日田支部) 鹿児島地裁 (名瀬支部, 知覧支部) 那覇地裁 (名護支部, 平良支部) 仙台地裁 (石巻支部, 気仙沼支部) 盛岡地裁 (二戸支部, 遠野支部) 釧路地裁 (網走支部, 根室支部) 高知地裁 (安芸支部, 中村支部) 松山地裁 (大洲支部, 今治支部)
第31次	平成23年1月11日	東京地裁 大阪地裁